

## 業 務 委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 吉野ヶ里遺跡甕棺墓体験展示用模型等製作業務委託
- 2 履行期間 自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日
- 3 履行場所 受託者の事業所、吉野ヶ里遺跡発掘調査事務所及び吉野ヶ里遺跡展示室
- 4 委託料 ¥ \_\_\_\_\_ 一

うち取り引きに係る消費税額及び地方消費税額 ¥ \_\_\_\_\_ 一 「取り引きに係る消費税額及び地方消費税額」は、委託料に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

- 5 契約保証金  
佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第115条第3項第3号により免除

上記の委託業務について、委託者 佐賀県 を甲とし、受託者 \_\_\_\_\_ を乙とし、次の条項により委託契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。  
本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 佐賀市城内一丁目1番59号  
佐賀県文化・観光局文化課文化財保護・活用室  
室長 古川 直樹

乙

(総則)

第1条 乙は、別冊「仕様書」に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の履行期間内に頭書の委託業務を完了しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して書面により定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、業務の一部について書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(監督者)

第4条 甲は、監督者を定めたときは、書面によりその氏名を乙に通知しなければならない。監督者を変更したときも同様とする。

(業務管理者)

第5条 乙は、業務履行の技術上の管理をつかさどる業務管理者を定め、書面によりその氏名を甲に通知しなければならない。

(委託業務の調査等)

第6条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲乙協議して定める。

(履行期間の延長)

第8条 乙は、その責に帰することができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を付して履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面で定める。

(損害のため必要を生じた経費の負担)

第9条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、これを甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(安全管理)

第10条 乙は、契約期間内の業務遂行に際して、その安全管理には十分留意しなければならない。

(検査及び引渡し)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して検査確認申請書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の検査確認申請書を受理したときは、10日以内に業務の完了の確認のための検査を行わなければならない。

- 3 甲は、前項の検査の結果適當と認めるときは、書面によりその旨を乙に通知するものとする。
- 4 乙は、第2項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の報告書を提出して再検査を受けなければならない。この場合、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 5 第1項から第4項までの検査に要する期間は、業務履行期間に含めるものとする。
- 6 乙は、検査合格の通知を受けたときは、業務完了届及び当該業務に係る成果品を甲に引渡すものとする。

(委託料の支払い)

第12条 乙は、前条に規定する合格の通知を受けたときは、甲の指示する手続きに従って委託料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、乙が委託事業の完了前に必要な経費を受けようとするときには、前金払を請求することができ、甲はこれを適當と認めたときは、これを支払うことができるものとする。

(延滞金)

第13条 乙の責に帰する事由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込があると認めたときは、甲は乙から延滞金を徴収して履行期間を延長することができる。

- 2 前項の延滞金は、委託料に対して、延長日数に応じ年2.5%の割合を乗じて計算した金額とする。
- 3 甲の責に帰する事由により第12条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して遅滞日数について年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(甲の解除権等)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前各号のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第18条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

第15条 甲は、委託業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

(違 約 金)

第16条 第15条第1項の規定により契約が解除された場合、乙は当該契約に係る金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(乙 の 解 除 権)

第17条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

(1) 第7条第1項の規定により委託業務の履行を一時中止した場合において、委託業務を継続することにより重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき。又は、同項の規定により委託業務の内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第7条第1項の規定による委託業務の履行の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反により委託業務を完了することが不可能になったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(契約内容不適合責任)

第18条 委託業務に係る成果物が契約内容に不適合であるときは、甲は第11条第5項の規定による引き渡しの日から2年間乙に対して目的物の修補又はその修補にかえ、若しくはその修補とともに損害（目的物が契約内容不適合であることが原因で発生した損害を含む）の賠償を請求することができる。ただし、その契約内容不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求をすることのできる期間は10年とする。

(損害賠償)

第19条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を補償しなければならない。

(秘 密 の 保 持)

第20条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、成果品（調査業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(権利の帰属)

第21条 仕様書に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物（以下「本件成果物」という。）は甲の所有とする。

2 本件成果物の著作権は甲に帰属し、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合

は、甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権については、乙はいかなる権利も主張できない。

4 委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。

5 第1項の成果物及び前項の資料等に乙が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む）が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は成果物を利用するためには必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。

6 乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報の保護）

第22条 この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約外の条項）

第23条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項で定めるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならぬ。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (個人情報の収集)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

### (事務取扱担当者の明確化)

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名（●●課、●●係等）、事務名（●●事務担当者）等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (作業場所の外への持出の禁止)

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものも含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

### (再委託の禁止)

第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

- 第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。
- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
  - 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
  - 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

- 第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。
- (1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
  - (2) 前号に違反した場合は法の罰則規定に基づき処罰される場合があること
  - (3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項
- 2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

(報告及び検査)

- 第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、隨時実地に検査することができる。

(事故発生時の対応)

- 第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

- 第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

- 第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注)

- 1 「甲」は委託者を、「乙」は受託者をいう。
- 2 委託の事務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

## 別紙1

### 個人情報の管理体制等報告書

年　月　日

委託者名　　様

住所又は所在地  
受託者名　　氏名又は商号  
代表者名

○○委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

#### 1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業責任者	(所属・役職)	(氏名)

#### 2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事務名 (事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

#### 3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盜難、紛失等の事故防止措置等	(具体的に記入すること)

## 別紙2

### 個人情報の管理体制等変更報告書

年　月　日

委託者様

住所又は所在地  
受託者名　　氏名又は商号  
代表者氏名

○○委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しましたので報告します。

#### 1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業責任者	(所属・役職)	(氏名)

#### 2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事務名 (事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

#### 3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盜難、紛失等の事故防止措置等	(具体的に記入すること)

## 【記載例】

## 個人情報の管理体制等報告書

令和 年 月 日

委託者様

受託者名  
住所又は所在地  
氏名又は商号  
代表者氏名

○○委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

## 1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職) ○○本部 課長	(氏名) 佐賀 一郎
作業責任者	(所属・役職) ○○本部 主任	(氏名) 佐賀 次郎

## 2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	○○事業部 ○○班
事務名 (事務担当者)	○○○○に係る事務

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

## 3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・○○（委託先名）内の△△（具体的な作業場所名）</li> </ul> <p>※作業場所が県庁組織内の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀県庁新行政棟○階 △△課内</li> </ul>
保管場所及び保管方法	<p><b>【保管場所について】</b> 具体的な個人情報が含まれる媒体の保管場所を記載すること。</p> <p><b>【保管方法について】</b> 施錠管理、パスワード設定等個人情報が容易に漏えいしないような管理方法を記載すること。</p>
盜難、紛失等の事故防止措置等	<p>(具体的に記入すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業場所には、委託事務の関係者以外の者は入室できないようにしている。</li> <li>・どの従事者がどのような作業を行ったかログで管理している。</li> <li>・使用する個人情報については、必要最小限の者しか使用できないよう アクセス制限を行っている。</li> <li>・万が一個人情報が漏えいした場合は、直ちに責任者に報告するよう 全従事者に指導した。</li> </ul>

(注) 1 個人情報管理責任者とは、この委託業務で知り得た個人情報の管理責任者を言います。

2 作業責任者とは、この委託業務を実際に行う現場の責任者を言います。

3 個人情報管理責任者と作業責任者は、同一の者であっても構いません。

(別記2)

## **情報セキュリティ対策特記事項**

### (基本的事項)

- 第1 受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）の情報資産（ネットワーク及び情報システム、並びにネットワーク及び情報システムの開発、運用及び取扱いに関する情報（以下「情報」という。）であって、電磁的記録及び紙等の有体物に出力された情報をいう。以下同じ。）の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、佐賀県情報セキュリティ基本方針及び佐賀県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）、並びに佐賀県情報セキュリティ実施手順を遵守し、適正な情報セキュリティ対策を実施しなければならない。
- 2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報管理に関する責任者及び担当者を置かなければならない。

### (守秘義務)

- 第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た情報（以下「業務上知り得た情報」という。）を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (目的外利用・提供の禁止)

- 第3 乙は、業務上知り得た情報及びこの契約による業務を処理するために甲から提供された情報（以下「提供情報」という。）を当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

- 第4 乙は、業務上知り得た情報及び提供情報について、漏えい、滅失又はき損の防止、その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の場合のほか、乙は、データバックアップのための外部施設等への搬送時においても、盜難及び不正コピー等の防止措置を厳重に実施しなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

- 第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、提供情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (資料等の返還等)

- 第6 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### (事故発生時における報告義務)

- 第7 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

### (報告、監査及び検査)

- 第8 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を徵し、監査又は検査を実施することができる。

### (業務従事者への周知)

- 第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことなど、

情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知し、また継続的に教育するものとする。

(業務の再委託)

第10 乙は、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときを除き、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の場合、乙は、委託の範囲における情報セキュリティ対策について、乙から委託を受ける者自身に実施義務があることを明示した書面を作成し、乙から委託を受ける者との連名で事前に甲に届け出なければならない。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。